

支所(行政センター)名

支所長(行政センター長)名

㊞

地区名	代表者	住所	佐世保市		電話番号 TEL (-)
		氏名			携帯 (- -)
施設の種類 (注)3	受益戸数		受益地内の 耕作放棄地の有無		
要望内容	製品名	規格	数量	数量の範囲	納入希望時期 月頃
	U字溝 (L=1.0m/本)	240	本	10本以上 60本以内	重複する場合 製品長の合計 10m以上60m以内 ※1
		300	本		
	U字溝蓋 A型 (L=0.5m/本)	240	本	10枚以上 120枚以内	
		300	本		
	分水トラフ (L=0.5m/本) ※2	240	本	1本以上 3本以内	
		300	本		
	波状管 (継手含む)	φ100	継手 個 m	10m以上 60m以内	
		φ150	継手 個 m		
		φ200	継手 個 m		
φ250		継手 個 m			
φ300		継手 個 m			
ため池転落防止柵 (リヤーマッシュ) (2.0m/枚) (設置資材を含む)	H=1200	枚	5枚以上 30枚以内		
生コンクリート	18-8-20	m ³	1 m ³ 以上 3 m ³ 以内	記事欄	
分水槽	600	個	1個以上 3個以内		
	800	個			

※1 生コンクリート、分水層は重複数量から除くものとする。

※2 分水トラフは既存の水取り箇所のみとする。

(注) 1. 施工予定箇所がわかるような位置図を添付すること。

2. 施工予定箇所の施工前写真を添付すること。また完了後は、完了写真を提出すること。

3. 施設の種類の欄は、水路・ため池・頭首工の内の何れかを記載すること。

4. 代表者は納品する業者の納品書に受領印を押印し、割当全量の納品を確認すること。

5. 支給回数は年度1回とする。

6. 納入の場所については4tトラックが進入するところまでとする。

7. 要望どおりに支給できない場合がある。

8. 本要望を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約すること。これらが事実と相違することが判明した際には、配布決定の全部又は一部が取り消される。また誓約事項の事実の確認のため、長崎県警察本部へ要望者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾すること。

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっており、事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者